

越前町建築協定

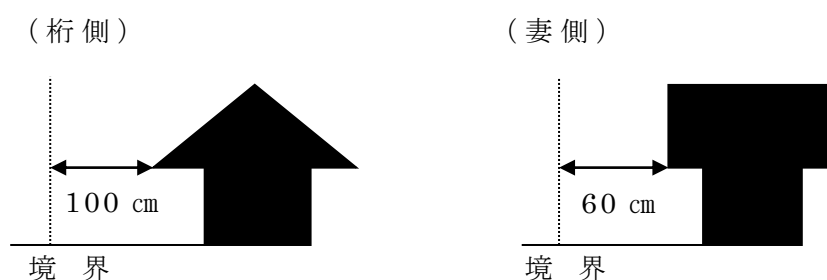
第1 目的

この建築協定は、越前町が造成した宅地において住みよい街づくりを目指すために、建築基準法では満たすことのできない基準を地域の特性にあわせて定めたもので、土地購入者の住宅を建築するときには必ず守っていただく基本となるものです。

第2 建設物等の用途、位置等

- ① 建設物の用途は、自ら居住する住宅です。工場及び商店は建設できません。
- ② 住宅を建設するときは、隣地と道路境界線からの壁線後退（軒先より）は、下記のとおりとしてください。

このときに建築協定確認届を作成し後退距離のわかる立面図等を添付して越前町役場定住促進課まで提出してください。なお、道路の隅切部についても同様とします。



- ③ 車庫等についても上記と同様とする。ただし、車庫等については屋根形状の流れを自己所有地内方向にし、隣地所有者に承認を得れば後退は不要とする。

第3 積雪対策

屋根雪が隣地に迷惑をかけないように、屋根形状の流れを工夫し、雪の落下防止を行うこと。

第4 緑化の推進

敷地を限る垣は、極力生垣とするものとし、また敷地内の緑化に努めること。

第5 建設工事中における遵守事項

- ① 分譲地内での建築ゴミは散在しないよう、整理整頓すること。
- ② 汚水桝内には、工事用の有害汚水を流さないこと。
- ③ 隣地を資材置場に利用する場合は必ずその土地の所有者の許可を得ること。
- ④ 工事用の車両は他の車両の通行を妨げないように注意すること。
- ⑤ 境界表示（杭・ピン等）に損傷を与えないよう、養生すること。
- ⑥ 電柱及び支線の設置場所は変更できない。
- ⑦ 道路等に損傷を与えた場合は、責任を持って復元すること。

- ⑧ 敷地境界に塀、植栽などをする場合は隣地の所有者と協議すること。
- ⑨ 敷地内の焚き火はしないこと。
- ⑩ 既設の擁壁等の構造物を利用して造作する外構工事（嵩上げコンクリート・フェンス・柵など）は、土地所有者の責任において調査、設計、施工、管理を行い実施すること。その構造物等に異常が生じた場合は、土地所有者の責任と負担において対応すること。
- ⑪ 宅地を掘り下げて駐車場等の工作物を建築する場合、隣地の地盤に影響を与えないよう擁壁で土留めを施し、その擁壁は、その原因者の宅地内に設置すること。